

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

社会局社会企画課施設整備担当 担当 竹本 内線 3892

報告書の頁・章	意見、質問（問題点）	対 応 方 針（案）
<p>第3節目的 (P.16)</p>	<p>「計画等の採否にあたり事業費等の社会経済面の評価だけでなく、環境面についても累積的・複合的影響等も視野に入れた十分な評価を行い、社会経済面と環境面の両面を統合して意思決定に至るシステムとして構築する」</p> <p><質問></p> <p>事業費等の社会経済面の評価とは、どのような評価を想定しているのか。例えば、現在策定中の行政評価との、関係はどう整理するのか。</p> <p>環境面についても累積的・複合的影響等も視野に入れた十分な評価を行うとあるが、どのような手法でその実効性を担保するのか。行政だけでなく、民間活動に伴う、環境変化のデータ蓄積がないと困難ではないか。</p> <p>社会経済面と環境面の両面の統合は、いかに図るのか。</p>	<p>総合環境アセスメントの社会経済面の評価は、個別の計画等に関し、それが実施された場合の費用、意図する効果、社会的な影響などについて、個別の状況に即して予測・評価することで、その施策を実施することによる社会経済への影響について把握することを想定している。</p> <p>行政評価制度については現在庁内で検討中である。</p> <p>これまでに、第4次広島市基本計画に掲げる基本方針を施策として位置づけ、それらの達成度を評価するために施策目標（ベンチマーク）と数値目標を定める（施策目標は1施策につき1～数個設定されている）ことなどが検討されている。</p> <p>このように、総合環境アセスメントの社会経済面の評価と行政評価制度とは、性格が異なるものと考えられる。</p> <p>累積的・複合的影響の評価手法及び環境変化のデータ蓄積のあり方については、今年度の基本構想において課題等を整理し、次年度以降にガイドライン等を策定する際に具体的な手法について検討する。</p> <p>基本構想案では、環境面の評価に社会経済面の評価を統合させることとした。具体的な方法については、次年度以降にガイドラインを策定する際に検討する</p>

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

報告書の頁・章	意見、質問（問題点）	対 応 方 針（案）
<p>第3節目的 (P.16)</p>	<p><意見> 例えば、民間の産業廃棄物処理施設の適切な立地誘導の検討なくして、行政の廃棄物処分事業の評価は困難である。 他法令、例えば、開発許可制度等との調整などが必要である。 立証が困難若しくは主観の比重の大きい、電磁波、低周波振動、未規制物質、日照障害、景観、生態系の破壊、地域イメージ等が環境に与える影響についての、市民の理解が得られる評価基準の作成が必要である。</p>	<p>立地の規制・誘導方策の必要性については、総合環境アセスメントとは別途検討されるべき性格のものとする。 ご指摘を踏まえ、関連する他法令との関係についても検討を行う。 総合環境アセスメントにおける具体的な環境面の評価項目及び調査・予測・評価の手法については、次年度以降にガイドラインを策定する際に検討する。</p>
<p>第4節基本理念 (P.16.17)</p>	<p><質問> 従来、道路や市街地再開発などの都市計画事業に際し実施されてきた住民参加のプロセスとの調整が必要である。単に重複するだけというのでは、市民にとって分かりづらく、行政にとっては無駄である。</p>	<p>住民参加の手続きが重複する場合は、一括して実施することができるようにするなど、柔軟な運用を検討する。</p>

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

報告書の頁・章	意見、質問（問題点）	対 応 方 針（案）
<p>第 5 節対象計画等の考え方 (P.17)</p>	<p>「当面の制度化にあたっては、広島市が実施する個別事業の計画等の立案段階に適用し、その後、徐々に適用範囲を拡大していくことが現実的である」</p> <p>< 質問 ></p> <p>当制度は、計画等の早期の段階での環境配慮がひとつの目的であると考えられるが、総合計画や都市計画決定等で既に示されている計画への関わり方は、どう考えているのか。</p> <p>各事業間の優先度は、どの時点で、どのように、誰が判断するのか。当制度においても、その観点なしでは、中途半端になると考えられる。そういった判断と当制度は、どのようにリンクさせるのか。</p> <p>対象計画はハード事業が主と考えられるが、関連するソフト事業は考慮しないのか。例えば、道路建設にあって、渋滞対策の道路の場合、パークアンドライド、都心への乗り入れ規制、時差出勤等のソフト施策も考慮し判断しうるシステムとする必要があるのではないのか。</p>	<p>制度化時点で既に対象計画等の基本的事項等が定まっている場合には、適用除外又は規定事項を前提としてアセスを行うなどの措置をとることを検討する。また、定期的に改定する計画等の場合、その改定の際に適用することを検討する。</p> <p>各事業間の優先度をどのようにするかについては、アセス制度の有無に関係なく、計画等の策定者間で検討されるべき事項であると考えられる。総合環境アセスメントを実施すれば、そのような検討の際に、環境面における判断材料を提供することができる。</p> <p>対象とする計画等の特性によってソフト施策について検討する場合もあると考える。</p>

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

報告書の頁・章	意見、質問（問題点）	対 応 方 針（案）
<p>第 5 節対象計画等の考え方 (P.17)</p>	<p><意見> 市民生活レベルで考えれば、小規模な公共事業における環境配慮のあり方も検討したほうがよい。従来のアセスにおける事業の対象規模に固執せず、再度、策定予定の制度目的にたち返り検討すべきだ。当制度の制度化については、事業実施にあたっての住民との合意形成の観点から非常に期待しているが、例えば、迷惑施設といわれる施設の場合、最終的なジャッジを市民・NPOに完全にあずけた場合、総論賛成、各論反対等に根ざしたNIMBY問題に対処しうるシステムとなりうるのか疑問である。対処しうるシステムとなるよう十分検討して欲しい。</p>	<p>小規模な公共事業については、個別の影響よりもそれらが累積・複合して生じる影響にどう対処するかという点がより重要な課題であると考えている。それへの対応については、個別の（小規模）事業の上位計画などに総合環境アセスメントを適用することが考えられ、その実施方法については今後の検討課題であると認識している。 最終的な計画等の案については、住民意見を十分踏まえつつも、計画等の策定者が策定するものである。なお、総合環境アセスメント制度においては、対話型の公聴会など環境配慮に係る住民の意見を十分収集できるような制度設計を検討する。</p>

環境局 施設部 施設課 担当 古田 内線 3262

報告書の頁・章	意見、質問（問題点）	対 応 方 針（案）
<p>表紙（概要版、本編）</p>	<p>広島市が策定する報告書であり、作成者は「パンフィックコンサルタント中国支社」でなく「広島市環境局環境保全課」又は「広島市環境局」又は「広島市」と表記すべきである。</p>	<p>基本構想案については、ご指摘どおり策定者を広島市とした。</p>

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

都市計画局 緑化推進部 緑政係 担当 藪本 内線 5667

報告書の頁・章	意見、質問（問題点）	対応方針（案）
P 8、P 10	<p>P 10 の開発事業と環境保全の係争事例の紛争事例の資料の P 4 1 資料 3 - 8 : 開発事業と環境保全に関する主な紛争事例が、昭和 6 2 年から平成 1 2 年度までの事例しか掲載されていないが、その理由をご教示ください。</p> <p>全国環境事情（昭和 6 2 年～平成 1 2 年）の資料から抜粋するだけでなく、昭和 5 3 年の海田湾埋立控訴や最新データ（平成 1 3 年度分）についても記載するべきではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえて幅広くデータを収集する。</p>

水道局 施設部 水質管理課 担当 友保 内線 301（高陽浄水場）

報告書の頁・章	意見、質問（問題点）	対応方針（案）
p . 2 1 第 4 章第 7 節 5 公聴会	<p>「本制度における公聴会では、第三者が主催し、公聴人が・・・」とあるが、「第三者」とは誰のことか？主催の費用は行政が負担するのか？</p>	<p>第三者については、現時点では未定である。その費用については、行政（環境部局）で負担することを想定している。</p>
p . 2 4 第 4 章第 9 節 3 現行の「広島市環境影響評価条例」との整合	<p>整合性の観点から、東京都と同様に、現行の「広島市環境影響評価条例」に「広島市総合環境アセスメント制度（仮称）」を組み込む形での条例改正が望ましい。</p>	<p>総合環境アセスメントについては、まずは事例を蓄積した上で、必要に応じて、条例化等についても将来的に検討するスケジュールを想定している。</p> <p>将来条例化を検討することになった場合は、ご提案の方向性も含め改めて検討することとし、その際には再度意見照会を行う。</p>

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

都市計画 局・区 部 計画調整 課 担当 森田 環 内線 5622

報告書の頁・章	意見、質問（疑問点）	対応方針（案）
8 頁 広島市の環境影響評価制度の問題点	本市での具体的な問題事例や今後想定される問題などを示した上で、今回の SEA 導入の必要性を示すべきである。	本市における開発事業と環境保全に係る主な紛争事例については、昨年度報告書の資料 3-8 に示したとおりである。また、現行制度の問題点については同報告書本編 8～9 ページに整理した。
17 頁 対象計画	当面、上位計画は対象にしないとあるが、この場合事業レベルでの SEA の実施により、上位計画と異なる案が選択されることもあると思うがどうか。	総合環境アセスメントにおいて、上位計画の規定事項は、比較する複数案の設定及び予測条件の前提になると考える。上位計画と異なる案を選択するか否かは、計画等の策定者が環境面以外にも様々な側面を総合的に判断して、計画策定手続の中で判断するものである。
17 頁 対象事業	<p>都市計画に定める計画の場合、計画の決定までに、アセス法や条例に基づく手続き及び都市計画法に基づく公聴会、説明会などの実施や案の公告・縦覧、都市計画審議会での審議などの手続きを行っている（別紙参照）。</p> <p>この前段に SEA を加えると手続きが非常に煩雑になり、二重の手続きになる懸念もあるため、都市計画に定める計画の場合の取り扱いについて検討願いたい（都市計画決定権者が SEA の実施主体になるのかも含め）。</p>	総合環境アセスメントは、都市計画決定を伴う事業の場合、都市計画決定の手続きに入る前に適用することを想定している。ご指摘を踏まえ、適用する場合の環境配慮の検討の可能性や課題等については、今後検討を行う。
17 頁 対象事業	法アセス及び条例アセスの対象となる計画についても SEA の対象となるのか。	法アセス及び条例アセスの対象となる計画についても SEA の対象とすることを想定している。

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

報告書の頁・章	意見、質問（疑問点）	対 応 方 針（案）
19 頁 市民の役割	市民の役割として自らの有する情報を提供するとあるが、提供された個々の情報の真偽の確認やその上での市民への情報のフィードバックなどが必要と思われる。この辺のシステムづくりについて具体的な検討をお願いしたい。	市民が自らの有する情報を提供し、それに対し情報のフィードバックを行うことで、相互のコミュニケーションを促進することは、現行の事業実施段階の環境アセスメント制度においても期待されている事項である。総合環境アセスメントにおいては、現行の事業実施段階の環境アセスメント制度と同様に、市民から提供された情報に係る適否等の判断はアセスを実施する計画等の策定者が行うこととする。
21 頁 複数案の比較	市民や環境 NPO から計画案の提案があった場合、これを複数案の中に取り入れる必要はあるのか。	市民や環境 NPO から提案された計画案を複数案の中に取り入れるか否かは、計画等の策定者が判断するものであると考える。
22 頁 環境面と社会経済面	<p>「環境面と社会経済面の両面から検討を行い」とあるが、総合評価する時に、環境面と社会経済面はどちらが優先されるのか。</p> <p>例) A 案 環境面 社会経済面 B 案 環境面 社会経済面</p> <p>のような場合、どちらを選ぶべきなのか。</p>	総合環境アセスメントは、環境配慮に係る判断材料を提供するために実施するものであり、環境面と社会経済面のどちらを優先して判断するかは、個別の案件の状況を踏まえ、計画等の策定者自ら決定するものである。

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

都市整備局西風新都整備部調整課 担当 三好 5481

報告書の頁・章	意見、質問（疑問点）	対応方針（案）
意見照会の方法等について	<p>この制度の重要性から、本件については事前説明会を実施し、関係部局に「広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子」の内容を周知させることが必要である。単なる意見照会では、十分に庁内での議論ができない。</p> <p>意見照会を求められている「広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子」は、民間コンサルタント業者が作成した報告書の一部であるが、民間コンサルタント業者名の報告書を各局に意見照会するのはおかしい。環境局は内容について了解しているのか？</p>	<p>総合環境アセスメント基本構想案骨子については、本年5月の環境調整会議においてその概要を説明した。また、今後も、基本構想等の策定に関しては、適宜環境調整会議で説明し、また意見照会を行うなど、庁内調整を行う。</p> <p>基本構想案ではご指摘の主旨を踏まえ、作成者を広島市とした。なお、「広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子」については、環境局で内容を了解しているものである。</p>
基本構想案骨子の内容（全般）	<p>表題には「総合環境アセスメント基本構想案骨子」と掲げておきながら、内容は、これからの課題等が数多く列挙され、方向性が明確になっておらず「基本構想」の形式になっていない。さらに、内容の熟度を高めた上、庁内で十分議論した後に市民からの意見を求めるべきである。</p>	<p>今年度中に、「総合環境アセスメント基本構想案骨子」を吟味して「基本構想」を策定するまでの間に、庁内調整等により整理できる部分については逐次整理していきたい。</p> <p>なお、今年度策定する基本構想は、制度の基本的な方向性を定めるものであり、具体的な制度設計、調査・予測・評価の技術などについては、来年度以降に検討することとしている。</p>
必要性について	<p>制度の背景、目的は明記されているが、広島市における必要性（この制度がないことによる現状での問題点等）が明確になっていない。</p>	<p>総合環境アセスメントが必要と考えられる理由としては、本市において過去に開発事業と環境保全に係る紛争事例が生じていること（昨年度報告書の資料3-8）また、現行制度について問題点があること（同本編8～9ページ）などが挙げられる。</p>
第4章 基本理念 1 (p16)	<p>「これまでのように行政等の政策決定者が一方的に計画等を進めるような社会システムから脱却する必要がある。そのためには、市民が知らないところで計画等が進められることなく、・・・」と書かれているが、これが当てはまるのは、過去の話であり、現在では、市の策定する根幹的な計画については、案が固まる前の段階から市民に情報を開示し、市民の意見が計画に反映されるようになっている。この点についての現状認識はどうなのか？</p>	<p>ご指摘の主旨を踏まえて修正した。</p>

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

報告書の頁・章	意見、質問（疑問点）	対 応 方 針（案）
対象事業、総合環境アセスの実施時期について (p17-18)	<p>対象事業には、国、県あるいは民間の事業も含めるのか等、対象事業について具体的にどのように考えているのか示して欲しい。（環境影響評価条例の対象事業からは法アセスに関わるもの、港湾に関わるものを除き、国、県、民間の事業は含まれている。）</p> <p>総合環境アセスを実施する時期（計画の熟度、レベル）は、どの段階とするのか、明示して欲しい。</p>	<p>総合環境アセスメントの考え方は、環境に重大な影響のおそれのあるあらゆる意思決定に環境配慮を組み込むものであることから、制度の基本的な考え方を整理する基本構想の段階では、対象計画等については幅広く捉えることを考えている。</p> <p>具体的な対象となる計画等については、基本構想策定後にガイドライン等を検討する中で整理する予定である。</p> <p>また、対象となる計画等は硬直的に捉えるものではなく、事例の蓄積に伴い順次実施可能性の高まったものについては対象としていくことを検討する。従って、基本構想段階では、国、県、民間の事業等も視野に入れて検討を行う。</p> <p>同様の理由により、基本構想段階では、対象となる計画等について幅広く捉えて検討を行う。</p>
計画等策定者の役割(p19)	<p>計画等策定者に市長もなりえるのであれば、その際の市長の役割を書くべきである。</p>	<p>基本構想案骨子における「計画等策定者」及び「市長」の用語の使い分けについては、広島市環境影響評価条例の用語の使用方法（「事業者」、「市長」）に準じている。計画等策定者が市長の場合の市長の役割としては、例えば、環境配慮の検討結果の計画等への反映についてより実効性の高い仕組みとすることなどが考えられるが、それらの具体的な規定については、具体的な制度化の検討の段階で改めて検討すべき性格のものであると考える。</p>

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

報告書の頁・章	意見、質問（疑問点）	対 応 方 針（案）
他の制度の手続きとの調整について	<p>「既存の環境影響評価条例にもとづく環境アセスメントの手続きとの整合はどのようにとるのか？」「二重の手続きとなることによる事業者への負担についてはどう考えるのか？」についての考え方を事前に提示してもらわなければ議論できない。</p> <p>都市計画法に基づいて、都市計画決定する対象施設や対象事業の場合、都市計画の手続きとの整合は、どのように図るのか示して欲しい。</p>	<p>現行制度との整合については、総合的環境アセスメントの検討結果を踏まえ、計画等の策定者が計画案の策定等の何らかの意思決定を行い、その後、その意思決定を前提として現行の事業実施段階の環境アセスメントが行われることになると考える。</p> <p>事業者への負担については、具体的な制度設計の際に、事業担当部局と調整を行いながら検討を進める。</p> <p>手続きについては、総合的環境アセスメントと現行の事業実施段階の環境アセスメントでは、適用の段階が異なることから、それぞれ検討する環境配慮の内容も異なり、それぞれに意義があるものと考えられることから、単純に二重の手続きとなるものではないと考える。</p> <p>総合環境アセスメントは、都市計画決定を伴う事業の場合、都市計画決定の手続きに入る前に適用することを想定している。ご指摘を踏まえ、適用する場合の環境配慮の検討の可能性や課題等については、今後検討を行う。</p>

広島市総合環境アセスメント基本構想案骨子に関する庁内意見等及び対応方針

報告書の頁・章	意見、質問（疑問点）	対 応 方 針（案）
その他	<p>導入が検討されている戦略的アセスメントにおいては、ゼロ・オプションも含め、案が固まる前の複数の代替案を市民に開示することを想定しているが、例えば、道路のような線的な施設では行政側で最良の案に絞って提案しないと利害がからみ収拾がつかなくなるという懸念がある。この点については制度の具体的な中身を明らかにしてもらえないと議論ができない。</p> <p>民間開発事業が対象事業となった場合、仮に、この新制度の検討の結果、ゼロ・オプションが採択となったとき、ゼロ・オプションが採択されるまでに民間開発事業が投資した経費について補償等の救済措置をどうするつもりなのか考えを示して欲しい。</p> <p>報告書の10ページに「2 開発事業と環境保全の係争事例」の部分に「市北西部の佐伯区と安佐南区にまたがる西風新都都市計画対象区域を中心とする山陽自動車道沿線に、施工中または計画中の土地造成事業が集中している。」という記述があるが、係争事例とは関係ないので、当該部分を削除されたい。</p>	<p>ガイドラインの検討等の制度の具体的な中身を検討する段階において、指摘事項について協議する。</p> <p>総合環境アセスメントは、計画等の策定者が自ら実施するものであり、事業の中止についても自らの判断で行うものである。</p> <p>ご指摘の主旨を踏まえて修正する。</p>